

議事日程(第4号)

令和3年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更
- 日程第2 議案第3号 町道路線の廃止及び認定
- 日程第3 議案第4号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定
- 日程第4 議案第5号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第6号 桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第7号 桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第10号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第12号 令和3年度桂川町一般会計予算
- 日程第11 議案第13号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和3年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和3年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第18号 第6次桂川町総合計画基本構想
- 日程第17 議案第19号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第20号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第19 意見書案第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書
(案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更
- 日程第2 議案第3号 町道路線の廃止及び認定
- 日程第3 議案第4号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

する条例の制定

- 日程第4 議案第5号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第5 議案第6号 桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定
日程第6 議案第7号 桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定
日程第7 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第9 議案第10号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第12号 令和3年度桂川町一般会計予算
日程第11 議案第13号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第12 議案第14号 令和3年度桂川町土地取得特別会計予算
日程第13 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算
日程第14 議案第16号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第15 議案第17号 令和3年度桂川町水道事業会計予算
日程第16 議案第18号 第6次桂川町総合計画基本構想
日程第17 議案第19号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（第5号）
日程第18 議案第20号 令和3年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
日程第19 意見書案第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書
(案)

出席議員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 原中 政廣君 | 2番 林 英明君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 下川 康弘君 |
| 9番 竹本 慶吉君 | 10番 青柳 久善君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	大屋 智久君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案が上程されております。意見書案第1号が提案されました。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、意見書案第1号は、日程第18の次に上程いたします。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託してございました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更についてを議案といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託してございましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第2号桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

平成30年12月に、九州旅客鉄道株式会社と締結した基本協定について、工事の進捗に伴いまして、協定額と期間を変更するものです。

協定額は7,362万5,000円の減額となりました。これは、コスト縮減を目指して、効率的な施工、建設資材等の低コスト化、円滑な施工による附帯工事や安全管理費の縮減などを行った効果であります。また、協定額の減額分が、全て町負担額の減額となっていることも、高く評価できます。

期間の延長については、仮駅舎及び仮説ヤード撤去に必要な期間であり、合理的な理由があることから、適正であると認めます。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第2号に反対の立場から討論に参加します。

この案件は、当初予算よりも7,362万5,000円減で、JRとの協定を変更するというものでありますが、本町の負担は10億6,785万1,000円でJRの負担は3,003万5,000円です。本町の負担はあまりにも大きく、JRの負担はあまりにも少ないのではないのでしょうか。反対をします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対の討論がありますので、これより議案第2号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第2号桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更については、可決することに決定しました。

日程第2. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第3号町道路線の廃止及び認定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回廃止しようとする道路は、路線名椎木・ビワタ線の1路線、認定しようとする道路は路線名岩渕側道線とビワタ側道線の2路線です。県道豆田稲築線土師工区の整備に伴い、既存の町道が県道と重複することから、当該町道を廃止し、廃止した道路の代替えとして、整備された2つの側道を町道として認定するものです。

当委員会は現地確認を行い、路線を廃止すること、並びに新しく整備された路線を町道認定することが相当であると判断し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号町道路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第4号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、当該選挙に係る選挙運動の公費負担に関する条例を新たに制定するものです。本条例の制定により、選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの3つの経

費について、定められた限度額の範囲内で、候補者が契約した業者に対して、町が支払うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第4号に、賛成の立場から討論に参加します。

この案件は、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター作成費用を、公的に負担するという内容であり、私は賛成です。

しかし一方では、公職選挙法で供託金導入、これは国民の被選挙権行使を制約し、憲法に保障された参政権を侵害するものだというのを、指摘しておきます。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第5号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、人事院規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の

議決を求められたものです。改正の主な内容は、本町職員の特殊勤務手当として定められている感染症防疫作業手当に、新たに第2号として、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に対し、その業務内容に応じて日額3,000円及び4,000円の手当を追加するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第6号桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例では、町営桂川駅南駐車場の新設に伴い、設置及び管理について必要な事項が追加されております。また、駐車料金については、時間利用とする一般駐車において、最初の30分は無料、その後60分ごとに100円、24時間以内の最大限度額は800円、24時間を超えるものは繰返しとするとしております。なお、この駐車料金については、現在運営している町営桂川駅北側駐車場においても同じ金額に変更するものです。

また、新たに設置する南側駐車場については、月極駐車場の区分を設けており、1か月当たりの駐車料金を5,500円とするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 昨年2月に、総務経済建設委員会説明後に、私たちの文教厚生委員会で担当課長から説明があり、現在の駐車場として整備している場所に、そのときの説明では、芝生の公園みたいなものにするというお話がありましたので、文教厚生委員会の議員の中から、公園にするために土地を買ったのではないかと。また、北側駐車場と同じように、無料駐車は現在、今、30分になっていますが、まあ30分とかですね、しなければ道路への路上駐車が発生し、危険ではないかなど、いろいろな意見が出てきました。

その後、昨年8月に、議員全員を対象としての説明があり、そのときは前面にプロジェクターでの説明が10分から15分ぐらいあり、議員への資料配付はありませんでした。その説明のときには、月極駐車場の説明はなく、月極駐車場の計画を知ったのは、私は先月の2月24日でした。

その経過を踏まえまして、3点の質問をいたします。

まず、駐車総台数と、月極駐車台数。2点目に、総務経済建設委員会が月極駐車場ができると知った時期、また、3点目に月極駐車場に、することによってのメリットとデメリットの協議。この協議内容は、詳しく協議しておられなければ、それはそれで私は結構ですけども、どういふふうな話をされたかというのを知りたいと思っております。

以上3点です。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 大塚議員の質問に答えます。

まず、台数ということで、一般駐車が28台、月極駐車が30台の計58台です。

それから、金額に対しては先ほど述べましたけども、月極は一括払いという形で6万6,000円。途中解約時は返金するというように聞いております。

月極については、まず桂川町の住民の方を優先ということで、広報4月号で町内住民に対して案内をします。それから4月26日に抽選会をして、もし空きが出れば町外にも連絡を取るといふふう聞いております。

それから、いつ聞いたかの説明ですが、私ども総務経済建設委員会が確認したのは、10月29日の総務経済建設委員会の付託案件で、道路管理等やっておりますので、その中で月極駐車場にしようという案が出てまいりました。

この件は、文教厚生委員会にも伝えたほうがいいよということで、11月11日文教厚生委員会にて、桂川駅南側駐車場整備に係る説明というのが行われているというふうには私は聞いており

ます。

それと、月極駐車場のメリット、デメリットの協議内容ということですが、メリットに関しては、駅利用者にとってすごく便利になるだろうと。裏側に駐車場があることが。それと、ちょっと止めて博多に行って、すぐ帰ってくるときでも1時間100円であればですね、二、三時間で帰ることができる、使えるというのもあると思います。

それからデメリットに関しては、北側駐車場の方たちとの、今現在、駐車場されてある方との問題、料金の問題等々が出てまいりました。内容です。そのときは、既存の駐車場の料金よりも、こっちのほうが高くするというのを聞いておりましたので、そういう協議内容となっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 文教厚生委員会にも説明があったということでございますけど、一応文教厚生委員のほうにも確認して、私のは聞き間違いだったらいけませんので、そこら辺はちょっと確認したいと思っておりますけど、一応、私それだけです。

○議長（原中 政廣君） はい。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

大塚君。失礼しました。

○議員（5番 大塚 和佳君） いいんでしょ。反対討論です。

○議長（原中 政廣君） 私が先行きました。どうぞ。

○議員（5番 大塚 和佳君） 南側駐車場で、月極を提案されておりますが、今まで北側で駐車場の経営をされてある方たちの契約を、奪うというか、少なくなるんじゃないかということで、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論終わります。

反対討論がありますので、これより議案第6号を採決します。起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第6号桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については可決することに決定しました。

日程第6. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第7号桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例では、桂川駅南側駐輪場の新設に伴い、桂川町営駐輪場条例の一部を改正しております。現在の桂川駅北側に設置している桂川駅前第1駐輪場、第2駐輪場に追加し、第3駐輪場から第5駐輪場までを追加するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削減されるため、同法附則を引用している新型コロナウイルス感染症の規定の文言を整理するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、桂川町国民健康保険条例の一部を改正するもので、新型コロナウイルス感染症の規定の文言を整理するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では16款県支出金において、福岡県宿泊税交付金50万円の計上がなされております。

歳出予算では、2款総務費において、西鉄バス路線運行補助金の計上がなされております。8款土木費では、桂川町自由通路等整備工事基本協定の変更に伴い、工事費の減額計上がなされております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入予算においては、桂川小学校の改修事業、また、学校給食共同調理場の空調改修事業として、学校施設環境改善国庫交付金が計上されています。また、町債として、学校施設予防改修事業債、調理施設空調改修事業債が計上されています。

歳出の主なものでは、桂川小学校と体育館の改修工事、学校給食調理場の空調改修工事の関連予算が計上されています。そのうち、桂川小学校の屋上と外壁、体育館の外壁改修予算として、

約1億7,500万円が計上されています。

しかし、学校施設環境改善交付金普通交付税措置によって、実質の町の負担は約9,500万円となります。

なお、今回の学校改修と学校の債権は、リンクするものではないとの説明を受けています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号令和3年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第12号令和3年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入では町税において、前年度実績等を考慮し、6.1%の減となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税等につきましては、地方財政計画等を勘案した計上がなされております。

次に、繰入金では財政調整基金など、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れが行われております。

また、国庫補助金等、他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されております。

一方、歳出予算につきましては、2款総務費において、新規として、新たに桂川町で新築及び

中古住宅を購入し、桂川町に定住する方を対象に、1年間の固定資産税額に相当する金券等を寄贈する戸建て住宅移住定住奨励記念品贈呈事業や、インターネット回線において、福岡県のセキュリティー・クラウドの更新に伴うセキュリティー・クラウド移行業務委託料、また、今年の秋に任期満了を迎える衆議院議員総選挙費等の計上がなされております。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料などが計上されております。

次に、6款農林水産業費では、農林業の振興に係る関係経費や、水利施設等改修工事等が計上されています。

7款商工費では、商工業の振興や創業支援に関する経費の計上がなされております。

8款土木費では、継続費にて定めております町営住宅二反田団地第2期事業の関連経費や道路管理・整備の関連経費が計上されております。

新規では、道路台帳規制図数値化業務委託料、都市計画道路検証業務委託料などの計上がなされております。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町の消防団体組織に係る経費が計上されております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入においては、保育所及び学童保育所の保育料や、国及び県の支出金の計上がなされています。

歳出予算の主なものは、3款民生費において、新規に地域包括支援センターにおける軽自動車等の備品購入費や、総合福祉センターのガラス飛散防止フィルム貼りなどの計上がなされています。

次に、4款衛生費においては、新規に、泉ヶ丘団地汚水処理施設修繕工事や健康増進計画、食育推進計画策定委託料の計上がなされています。

10款教育費では、新規に、1人1台タブレット端末運用管理保守委託料や、学習支援員委託料の計上、桂川中学校のグラウンド防球ネット設置工事の計上がなされています。

また、天道区公民館新築補助金及び土師四区公民館改修補助金の計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきまして、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ゆのうら体験の杜の件について質問いたします。

ゆのうら体験の杜の来年度予算を見ましたら、今年度までありました、ゆのうらアグリ体験の農園管理業務委託料と、イベント開催委託料、合わせて約2件で1,000万円弱の予算の計上がありませんでした。そこで、来年度はゆのうら体験の杜で、どのような取組をするのかの説明があったと思いますので、総務経済建設委員会で、どのように協議をされたか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） その件につきましては、企画のほうから説明がございました。

これは3年計画でやってあって、今年、令和2年のほうで一応終わったということで、来年は、今、ゆのうら体験の杜自体にキャンプに来る方がすごく多くて、6月末まではもう満杯だそうです。それと今後、今年予算の中で、体育施設費の中で、セントラルロッジ解体、それから浄化槽関連の経費が入っております。

それを踏まえて今後、ゆのうら、それから、湯ノ浦キャンプ場、弥山岳等、桂川町の名所、私自身は名所としてなっていたきたいなと思っておるんですが、ここを含めた関連を、どういうふうに持っていかかというのを、今年度は検討したいというふうに聞いております。

それと今、弥山岳の話が出ましたが、令和3年の今年の1月1日から3月15日までで、333人の方が登山されたと聞いております。3月9日放送のふるさとWishという番組で、本城健次さんが出演されておりましたが、あれを見られて、来られたという方もたくさんおられたというふうに思っております。

桂川町の名所どこ、と言われたときに、王塚古墳、その後、湯ノ浦、弥山岳等が出てくれば私はいいかなというふうに、総務経済建設委員会としては、そういうふうな議論をしております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） はい。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。柴田君。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） よろしいですか、ここでいいですか。

○議長（原中 政廣君） 訂正ですか。どうぞ、こちらでさせていただきます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 申し訳ありません。最後、間違えておりました。当案件につきましては、原案に賛成多数です。先ほど、全員賛成と述べてしまいました。賛成多数です。申し訳ありません、おわびして訂正いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第12号に反対の立場から、討論に参加します。

この案件には、土師保育園所エアコン更新工事費や、給食室、トイレの改修工事、児童遊園の修繕料など計上されていることは評価できますが、同和対策費や西日本鉄道への補助金が計上されていることを、見過ごすわけにはいかないので反対します。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、議案第12号を採決します。起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第12号令和3年度桂川町一般会計予算については可決することに決定いたしました。

日程第11. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第13号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当初予算の総額は、歳入、歳出それぞれ205万1,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込計上があります。

また、歳出では、一般管理費で需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上があります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号令和3年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第14号令和3年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

令和元年度当計画の予算計上においては、個別事案に係る土地購入費等の事業予算は計上されておられません。すみません、令和3年度ですね。例年どおり、存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号令和3年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は17億4,606万1,000円で、加入世帯1,996世帯、被保険者3,167名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比マイナス約2.6%、4,586万9,000円の減額となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税と県支出金です。国民健康保険税は、国民健康保険加入者の減少等により、前年度と比べて895万9,000円の減額の2億7,755万9,000円、また、県から交付される県支出金も、前年度と比べ3,358万9,000円減額の13億697万8,000円が計上されています。

歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で、桂川町が負担すべき保険給付費は13億1,313万8,000円で、前年度と比べ2,246万6,000円の減額となっています。桂川町国民健康保険特別会計の歳出予算の約75%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べ1,981万7,000円減額の3億8,092万5,000円が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第15号に反対の立場から討論に参加します。

この案件は、高過ぎる国保税で予算計上されているので認めることはできません。反対します。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第15号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第14. 議案第16号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億1,356万8,000円で、被保険者2,133名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比約3.4%増、694万円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億3,783万6,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の7,292万円です。

歳出の主なものは、広域連合への給付金の2億451万3,000円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号

○議長（原中 政廣君） 議案第17号令和3年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第17号令和3年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

当初予算の第2条では、業務予定量を定めています。令和3年度の給水戸数は5,914戸、年間有収水量は134万7,336 m^3 、1日平均有収水量は3,691 m^3 を予定しています。

当初予算の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額、2億3,188万9,000円を予定しています。現年度当初予算比較で56万9,000円の減額です。主な要因は、長期前受金戻入の減少によるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費等の支出総額としては、2億2,056万3,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、836万8,000円の増額です。主な要因は、浄水施設のろ過剤の入替え、配水管修繕費、人事異動に伴う人件費等の増額によるものです。

差引きの事業収益は、1,132万6,000円の黒字を見込んでいます。

次に、第4条では、機械装置購入費並びに企業債償還金などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度予定はなく、支出総額は3,194万3,000円を予定しています。現年度比較、40万8,000円の増額です。主な要因は、ろ過池連絡管の更新工事によるものです。

収入が支出に対して不足している額、3,194万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,066万5,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額127万8,000円で補填するものです。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号令和3年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。11時10分より再開いたします。暫時休憩。

午前10時56分休憩

午前11時09分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第16. 議案第18号

○議長（原中 政廣君） 議案第18号第6次桂川町総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第18号第6次桂川町総合計画基本構想について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

第6次桂川町総合計画基本構想については、目指すまちの将来像を、「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”ーコンパクトで住み良いまちを目指してー」としており、10年後の令和12年の目標人口では、社人研の推計値である1万1,738人よりも762人多い、1万2,500人にとどめるとしております。

また、将来像を実現するために、6つの分野に分けた基本目標を定めております。

また、基本計画においては、具体的な政策・施策を定め、4年後、10年後の目標値となるKPI・KGIの数値目標を設定しており、政策の効果検証が分かりやすくなっているものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川 君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第18号に反対の立場から討論に参加します。

この基本構想の中に、公立保育所の民営化に取り組むと書かれています。安上がりな保育ではなく、子供の保育に、本町が、直接責任を持つべきと私は考えるので、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第18号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第18号第6次桂川町総合計画基本構想については、可決することに決定しました。

日程第17. 議案第19号

○議長（原中 政廣君） 議案第19号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第19号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第5号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算で、16款県支出金において、福岡県知事選費県委託金の計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において、福岡県知事選挙事務に係る関連経費の計上がなされております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号

○議長（原中 政廣君） 議案第20号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第20号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、11款地方交付税において、財源調整による追加計上がなされています。次に、15款国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上がなされています。16款県補助金では、福岡県知事選挙委託金の計上がなされています。

歳出予算におきましては、2款総務費では、福岡県知事選挙に係る関連事務費の計上がなされております。次に、7款商工費では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業におけるプレミアム率30%のよかーけん発行事業補助金、既存の住宅改修補助金の制度拡充を、令和3年7月末まで申請することができる住宅改修特別促進事業補助金、また、福岡県感染症拡大防止協力金の交付決定を受けた事業者に対して、令和2年度内に申請できなかった事業者に対し、令和3年度まで申請することができる感染拡大防止協力事業者応援事業の計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入予算では、15款国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び接種体制確保事業費国庫負担金、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上がなされています。21款諸収入では、町立保育所の4月から7月までの副食費免除による負担金が計上されています。

歳出予算においては、3款民生費では、桂川町独自の新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業として、生活困窮者支援給付金、罹患者見舞金、子育て支援センター改築工事関連経費等が

計上されています。4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連経費が計上されています。10款教育費では、大学生等応援給付金給付事業費、4月から7月までの給食費特別補助金等が計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件については、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） プレミアム付商品券の件で質問いたします。

プレミアム付商品券発行事業で、柴田議員の一般質問で、執行部の回答では、今年度の利用状況が、大型店舗トライアルで利用されたのが約60%との説明でした。利用者の方のことを考えたら、多くなるだろうというのは分かっておりましたけども、このプレミアム付商品券の当初の目的の一つに、町内商工業者の支援のためもあったというふうに思っておりますので、まず、大型店舗トライアルと町内商工業者への発行配分の協議を、まず、されたか、また、発行の時期が協議されたか、この2点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 質問にお答えします。

大型店舗トライアルとの関係なんですけど、プレミアム商品券はずっと続いておるんですけども、トライアルが参加したのが去年からなんです。前回です。前回は、6,000万のプレミアムに対して30%の補助、7,800万が完売しております。そのうち、先ほど大塚議員が言われましたように、60.1%がトライアルで使われております。残りが一般業者と、町内の業者ということになります。

今回、1億円に30%ですから1億3,000万、そのうち60%が、もしトライアルに行っただとして7,800万、40%行っただとして5,200万です。

これを、今言われるように、トライアルを使えなくする、またはトライアルを全く使えなくするとなれば、この1億3,000万のプレミアム券は正直売れないと思えます。それで、これを、じゃ、トライアルを50%までしか使えないよと、この縛りはなかなかできないと思うんですよ。一般の住民の方が買っていかれますので、その方が50%以上、もうおたくは使えませんということもできないと思うんで、そこのところはちょっと難しいのかなと。

それで、今言われましたように、桂川町の商工業者を支援するという目的も一つあります。それと同時に、町民の方を応援するということにも関係あると思うんです。30%の補助がつけば、1万円が1万3,000円分使えるわけですから、そういうふうに私のほうは思っております。

発行予定の決定については、一応、8月から1月という6か月間というふうになっております。ただし、うちの委員会でも、ある議員から、7月からにしてはどうかと、発行をです。その理

由は、7月からだと、お盆に使うような商品、またはお中元等々も買えるんじゃないかなという
ことで。

これを、今、大体8月から1月というふうになっているのを調べましたら、1月に、新年度の
バーゲン等々があるということで1月です。この商品券は6か月間しか猶予がありませんので、
8から始めて1。

だから、桂川町の場合は、新年度のバーゲンというのをあまり考えないとすれば、7から12。
こういうのもできないことはないというふうに聞いておりますので、それは、今後、産業振興課
と商工会のほうで煮詰めていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すいません。全然言う予定はなかったんですが、ちょっと聞きよ
って、中小企業を助成ならば徹底してすべきだと思うんですが、これは、結局は、ほとんどがま
たトライアルに行くだけの話と思います。今回、予算も大きいです。前回に比べて、たしか、
2,000万ぐらいやなかったかな。

それで、町民にというなら、もう町民に直接商品券配ればいいだけです。町民のためだけなら。
中小企業、結局、その残りの40%だけが、町内の昔からあるそういったお店にしか行かないな
らば、どこまでメリットがあるんだろうというのを思っています。

僕は以前、一般質問の中で、鞍手町の施策を提起しました。ある程度、プレミアム商品券を切
っています。ここはどこでもいい、ここはある中小だけ、ここは飲食店のみとか。それが果たし
てどうだったのかというようなところも、また、ほかのところも研究されて、もう少し考えられ
たほうが良いと思っています。反対するわけじゃないけど、ここにもうちょっと考えないとけ
ない問題がありそうに思っていますので、もう少しほかのところも調べて、今後、考えていただ
けたらと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長。今のとは、反対討論でよろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） 意見。

○議長（原中 政廣君） 討論だから。

○議員（3番 柴田 正彦君） ごめんなさい。

○議長（原中 政廣君） いいですか。そうしたら意見ということで、議事進めます。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（原中 政廣君） これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 意見書案第1号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第1号後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。竹本慶吉君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 意見書案第1号後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書（案）について、上記意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月17日、提出者、桂川町町議会議員、竹本慶吉、賛成者、桂川町議会下川康弘議員、同じく柴田正彦議員です。

理由は、別紙意見書（案）のとおりであります。よって、意見書（案）を朗読し、提案に代えさせていただきます。

後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書（案）。

2020年12月の国会閉会後、政府は、臨時閣議で、75歳以上の医療費窓口負担について、年収200万円以上の人を対象に、1割から2割へ引き上げる方針を決定しました。

現在、多くの高齢者は、収入の柱である年金も年々減少し、預貯金があっても、それを切り崩して生活しています。また、生活のため働いている高齢者も多くいます。75歳以上の窓口負担が2割に引き上げられれば、医療機関の受診を控える高齢者が増加し、必要なときに医療が受けられなくなります。

また、新型コロナウイルス感染拡大によって、高齢者の健康と生活の不安が高まっているときに、医療費負担を増やすことは、高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こすことにつながりかねません。つきましては、下記のことを強く要望いたします。

記、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを見送ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年3月17日、福岡県桂川町議会。

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様。

以上、説明を終わります。決議していただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し、意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書（案）は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てに提出いたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、令和3年第1回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員